

「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指して

チャレンジ ウェルビーイング
SAKAKI well-being



令和7年度 おもな支援制度・募集などのお知らせ

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先で確認ください。

新

は今年度からの新規事業

拡

は今年度から拡大した事業



子ども・子育て

新

1か月児健康診査

3
すべての人に
健康と福祉を

出産後1か月のお子さんの発育や健康栄養状態、身体異常などを医療機関で診査してもらう費用について、令和7年4月1日以降に生まれたお子さんから公費で負担します。

健診時期

生後1か月まで（おおむね4～6週未満）

受診方法

妊娠届出がお済みの方に「1か月児健康診査受診票」を発行します。



◆県内の医療機関で受ける場合◆

健診できる医療機関などで受けることができます。

健診を受ける際には、「1か月児健康診査受診票」に乳児氏名、生年月日、保護者氏名および住所などを記入し、母子健康手帳と一緒に健診を受ける医療機関に提出してください。

◆県外の医療機関で受ける場合◆

①健診できる医療機関で受け、健診料金を全額お支払いしてください。

②後日、保健センターで助成金交付申請手続きを行ってください。

（助成金交付申請書の様式は、保健センター窓口にあります）

③内容確認後、助成金を指定の口座にお振込みします。

※妊娠届出時に発行した「1か月児健康診査受診票」は使用できません。

※なお、助成金額は、（一社）長野県医師会または（一社）長野県助産師会との委託契約において定める健診料額が上限となります。詳しくは下記へお問い合わせください。



◎申請・問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線512） 直通75-6230



ベビーシッター利用支援事業



仕事や用事により一時的に保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭を応援します。

補助対象

町内在住の小学校6年生までの子どもについての保育料および交通費

補助金額

■保育料

1時間あたりの保育料の2分の1の額、または1,500円のうちいずれか低い額（上限 年48時間分）
兄弟姉妹で同時に利用した場合は、1時間あたりの保育料の2分の1の額、または1,500円×同時に利用した兄弟姉妹の数のうちいずれか低い額

■交通費

1回あたりの交通費の2分の1の額、または600円のうちいずれか低い額



注意事項

- 入会金、会費、手数料、キャンセル料、おむつ代などの費用は対象になりません。
- この制度の対象となるベビーシッターとは、児童福祉法第59条の2の規定により、都道府県知事または中核市の長、政令指定都市の長に対し居宅訪問型保育事業者として届出を行っている事業者に限ります。

◎申請・問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209



ほかにも、こんなサポートがあります！

坂城町ファミリーサポートセンター

坂城町社会福祉協議会が行っている、仕事と子育てを両立させたいと考えているご家庭の子育てを応援するための制度です。生後6か月からおむね小学校6年生までの子どもを預かるなどの援助をしてくれます。利用するには、会員登録が必要で、有料となります。詳しくは坂城町社会福祉協議会（☎82-2551）へお問い合わせください。



多子世帯・低所得世帯の保育料軽減



平成28年4月から実施している第3子以降の保育料の無償化に加え、新たに令和7年4月分の保育料から第1子、第2子についても軽減します。

軽減対象

町内に在住し、保育施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所）に在籍している3歳未満児

軽減内容

■町民税所得割課税額57,700円未満の世帯

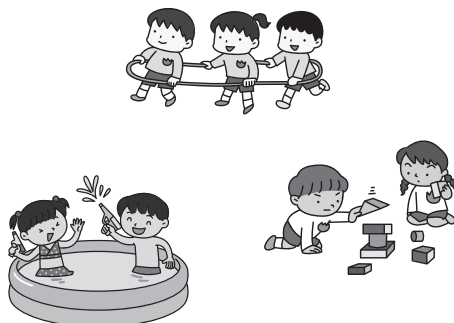
第1子を半額、同児通園に関わらず第2子について無償

■町民税所得割課税額57,700円以上の世帯

同児通園に関わらず第2子について半額

注意事項

- 本制度の拡充に伴う申請手続きなどは不要です。
- すでに国の制度により軽減されている場合は本制度の対象外です。



◎問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209

令和 7 年度坂城町奨学生募集



大学・高校に在学または、職業訓練機関などに入所している方で、次の要件を備えている場合に、奨学金を支給します。

受給要件

- (1) 受給者または親権者が坂城町に引続き 1 年以上居住していること
- (2) 修学の意欲が旺盛で、かつ、その能力を有すると認められること
- (3) 経済的な理由により、修学困難と認められること
- (4) 他の奨学金制度による学資等の給与または貸与を受けていないこと

給与額

月額 10,000 円（年 2 回に分けて支給）

出願期限

4 月 15 日（火）必着

※出願には所得基準がありますので、下記へお問い合わせください。

◎出願・問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111（内線 253） 直通 75-6209



健康・福祉

〔新〕高齢者補聴器購入費補助金



聴力機能の低下により日常生活に支障がある 65 歳以上の高齢者の方の生活支援および社会参加などを支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- (1) 町内に住所を有し、現に居住しており、申請の時点において満 65 歳以上の方
- (2) 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (3) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満または片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で他耳の聴力レベルは 90 デシベル未満である方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方
- (5) 町税等の滞納がない方

補助金額

購入費用の 2 分の 1 以内（上限 3 万円）

補助対象

管理医療機器（※）としての補聴器本体と付属品

ただし、医師証明書（町の指定様式）に基づき令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したものであること

※管理医療機器とは、副作用または機能の障がいが生じた場合において、人の生命および健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するもの。



注意事項

次に掲げる費用は対象外です。

- 集音器、付属品のための購入、修理、メンテナンスにかかる費用
- 診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線 135） 直通 75-6205

【新】 带状疱疹予防接種



带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になり、町でも、带状疱疹やその合併症を予防するため、年度内に 65 歳を迎える方などを対象として「带状疱疹予防接種」を実施します。対象者には 4 月上旬までに予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者

- (1) 令和 7 年度中に 65 歳になる方（昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ）
- (2) 接種日に 60 ～ 64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより重い障がい有する方
- (3) 令和 7 ～ 11 年度の 5 年間の経過措置として、その年度内に 70 ・ 75 ・ 80 ・ 85 ・ 90 ・ 95 ・ 100 歳になる方（下表参照）。ただし令和 7 年度に限り、100 歳以上の方は全員対象となります。

令和 7 年度の経過措置対象者	年齢	生年月日
	100 歳～	～ 昭和元年 4 月 1 日生
	95 歳	昭和 5 年 4 月 2 日生～昭和 6 年 4 月 1 日生
	90 歳	昭和 10 年 4 月 2 日生～昭和 11 年 4 月 1 日生
	85 歳	昭和 15 年 4 月 2 日生～昭和 16 年 4 月 1 日生
	80 歳	昭和 20 年 4 月 2 日生～昭和 21 年 4 月 1 日生
	75 歳	昭和 25 年 4 月 2 日生～昭和 26 年 4 月 1 日生
	70 歳	昭和 30 年 4 月 2 日生～昭和 31 年 4 月 1 日生

上記 (1) から (3) のうち、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方（実費で接種した方も含む）は接種対象となりません。



実施期間 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
※期間内に接種しない場合、その後の接種料金は全額自己負担となりますのでご注意ください。

実施医療機関 町内・町外の実施医療機関
※接種可能かどうか事前に医療機関にお問い合わせのうえ受けてください。

ワクチンの種類と料金

ワクチンの種類と接種方法	生ワクチン（皮下注射）	組換えワクチン（筋肉内注射）
回数と間隔	1 回	2 か月以上の間隔をあけて 2 回
自己負担額	1 回あたり 2,100 円	1 回あたり 5,400 円

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザ・新型コロナ・高齢者肺炎球菌などの他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチンは他の生ワクチンと 27 日以上の間隔を置いて接種してください。

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線 512） 直通 75-6230

高齢者肺炎球菌予防接種



肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防ぐため、年度内に 65 歳を迎える方を対象に「高齢者肺炎球菌予防接種」を実施します。対象者には 4 月上旬までに予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者

- (1) 令和 7 年度中に 65 歳になる方（昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ）
- (2) 接種日に 60 ～ 64 歳で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより重い障がい有する方

※上記 (1) (2) とともに過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方（実費で接種した方も含む）は接種対象となりません。

実施期間 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

自己負担額 2,000 円

実施医療機関 町内・町外の実施医療機関（事前に医療機関にお問い合わせのうえ受けてください。）

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線 512） 直通 75-6230

人間ドック補助金

3

すべての人に
健康と福祉を

国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドック受診料を補助します。受診する医療機関によって申請方法が異なりますので、下記の申請方法を確認のうえ、福祉健康課で手続きしてください。なお、上記保険加入者以外の方は、各加入保険者へお問い合わせください。

補助金額 ■日帰りドック：13,000 円 ■1泊2日ドック：15,000 円

申請方法

①40歳以上の方で指定医療機関(右記)で受診する場合

→受診日決定後、ドック受診前に補助券の交付申請をしてください。その場で補助券を発行します。

【持ち物】受診日がわかるもの(病院からの案内等)、保険証または資格確認書など

(補助券の交付申請をしなかった、または受診当日に補助券を持参しなかった場合は、②の方法で申請をお願いします。)

■JA 厚生連

(松代総合病院、篠ノ井総合病院、佐久総合病院)

■千曲中央病院

■上田生協診療所

②指定医療機関以外で受診する場合、または40歳未満の国民健康保険加入者

→ドック受診後(医療機関から健診結果到着後)に補助金の交付申請手続きを行ってください。(申請書は福祉健康課窓口または町ホームページからもダウンロードできます)後日、指定口座にお振込みします。

【持ち物】保険証または資格確認書など、印鑑、領収証(原本)、健診結果の写し、振込先の口座番号がわかるもの

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線 133) 直通 75-6205

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線 512) 直通 75-6230

町HP



暮らす

(拡) 住宅用スマートエネルギー設備導入補助金

再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、町内で住宅用スマートエネルギー設備を導入する方を支援します。今年度からは、電気自動車の購入に対する支援も行います。

補助金額

■住宅用太陽光発電システム	上限14万9,000円
■家庭用定置型蓄電システム	上限20万円
■家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	上限5万円
■電気自動車等充給電設備 (V2H)	上限10万円
■電気自動車	上限10万円

補助対象となる電気自動車

- (1) 搭載された電池に蓄えられた電気のみをエネルギー源として、電動機で走行する自動車であること
- (2) 自家用の新車として購入した未使用の自動車であること
- (3) 自動車検査証に記載された所有者または使用者が申請者と同一で、使用の本拠の位置が申請者の住所と同一であること
- (4) 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる電気自動車等充給電設備 (V2H) が設置されていること

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線 224) 直通 75-6211

※対象システム設置の着工・購入前に申請が必要です。

電気自動車以外の補助要件については、町ホームページをご覧ください。

町HP



7

エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

13

気候変動に
適応する



移住定住促進事業補助金

町内への移住・定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、自らが移住・定住する目的で、**町内にマイホームを新築**、または**新築住宅を購入**される方を応援します。

対象住宅

- 新築住宅
- 築後1年以内の建売住宅(中古住宅を除く)

補助金額

対象住宅1件につき10万円(申請1回まで)

対象者

町税または前住所地の市町村税の滞納がない方で次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 町内に住所を有する方、または取得した新築住宅に住所登録できる方
- (2) 取得する新築住宅の名義人となる方

※**新築住宅は着工前、建売住宅は建物の引渡し(登記)前**に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



U・I・Jターン・創業移住支援金

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県(以下、同じ))、愛知県または大阪府から町内に移住した方で、一定の就業または創業をしようとする方を支援します。

対象者

- 東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労または通学していた方で、町内に移住した方
- 次のア～エのいずれかに該当する方

- ア 長野県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募し、採用された方
- イ 自己の意思により移住し、移住前の業務を引続き行うテレワーカー
- ウ 関係人口に該当し、要件に該当する就業をしている方
- エ 長野県の創業支援金の交付決定を受けており、1年以内に当支援金の申請を行う方

※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

支援額

- 単身の世帯: 60万円
- 2人以上の世帯: 100万円(18歳未満の帯同者1人につき100万円を加算)

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



就職・移住学生支援金

都内に本部を置く大学の、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県)のキャンパスに通学する学生が、町内に移住し、長野県内で就職する場合に支援します。

対象者

- 大学の卒業年度内に、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業見込みである方
 - 大学の卒業年度において、東京圏に継続して在住している方
 - 長野県内に就職することが内定していて、卒業後に就職し、町内に移住する意思を有している方
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

支援額

就職活動に関する規定に沿った長野県内での就職活動で、卒業年度の6月1日以降の面接にかかる往復交通費1回分(上限8,500円)

◎申請・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211

勤労者への生活資金の融資制度



町内にお住まいの勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、町と長野県労働金庫（ろうきん）が協調して行っている生活資金の融資制度です。

対象資金

教育、医療、冠婚葬祭、災害復旧、生活に要する資金（カーローンなど）
※旅行、投資や投機、転貸のためは対象外、また事業資金の融資はできません。

限度額 150万円

返済期間 10年以内

利率 ろうきん固有の融資商品の適用金利から 0.02%引き下げた利率

対象者

- 18歳以上の勤労者（ろうきん会員の労働組合または長野県暮らしサポートセンターの加入者）
- 町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ現在の事業所に1年以上勤務している方
- 町税の滞納がない方
- 資金の償還が確実にできる方（ろうきんによる融資の審査があります。）

申込みは
お近くのろうきん
窓口から！



◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線 154） 直通 75-6207



結婚新生活支援事業



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象世帯

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した世帯
 - 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯の所得額が500万円未満の世帯
 - 対象となる住居が町内にあり、かつ申請時に夫婦の住所がその住居になっている世帯
- ※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

補助対象

婚姻に伴い、4月1日から令和8年3月31日までに支払った住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用など

限度額

- 婚姻日に夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- それ以外の世帯：30万円

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線 135） 直通 75-6205



町HP

生涯学習



坂城町公民館文化講座受講生募集



公民館講座の受講生を募集します。全講座が初心者を対象としており、複数の講座を受講することもできますので、気軽にお申込みください。

詳しくは、広報さかき4月号と一緒にお配りした「まなびの玉手箱2025」をご覧ください。



受付開始日 4月3日（木）

受講料 3,000円（1講座）教材費などは実費負担です。

開講式 4月11日（金）午後7時～ 文化センター大会議室
受講料を添えて、下記へお申込みください。

◎申込・問い合わせ先 坂城町公民館（文化センター内）☎82-2069



商業・農業

商業店舗リフォーム（利活用）補助金

商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工事の費用の一部を補助します。

対象者

- 町内で新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主
- 既に町内で商業を営む法人または個人事業主

補助対象

- 空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するためのリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費
- 既に町内で創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

交付要件

- ・施工業者は町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主に限ります。
- ・同一店舗に対する補助金の交付は1回限りとします。
- ・工事着工前に本補助金の申請手続きをしてあることが必要です。

補助金額

補助対象経費の3分の2以内
(上限50万円)

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111 (内線 153) 直通 75-6207

荒廃農地等再生利用補助事業

荒廃農地を解消し、農地を有効に活用していただくため、管理が行き届いていない農地や立ち木などが生えてすぐに利用できない農地を再生するためにかかる経費の一部を補助します。身の回りの荒廃農地を活用して、農業を始めたい方や規模拡大をしたい農家の方など幅広くご活用いただけます。

対象者 農業者、農業団体・法人

補助対象 荒廃農地及び低利用農地(5アール以上の農地)

補助金額

- (1) 再生作業 荒廃農地を再生するための経費(除草、伐採、抜根、整地など)の2分の1、または10アールあたり10万円のいずれか低い額
- (2) 土壌改良 上記(1)により再生された農地に対する肥料などの経費の2分の1、または10アールあたり5万円のいずれか低い額

※事業着手前の申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 152) 直通 75-6207

農業用ビニールハウス資材購入補助事業

野菜や花きなどの生産を支援するため、出荷を目的として新規に設置する農業用ビニールハウスの資材費の一部を補助します。

対象者

町内に住所を置く農業者、農業団体・法人

※事業着手前の申請が必要です。

補助対象

5万円以上の新設・増設する農業用ビニールハウス資材費

補助金額

補助対象資材費の3分の1 (上限 20 万円)



◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 152) 直通 75-6207





創る・起業

さかきブランド事業補助金

地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」（以下、「ブランド商品」）として、町を広くPRできる商品の開発、またはその販売に取組む個人や団体などを支援します。 ※事業着手前の申請が必要です。

募集期間 4月1日（火）～5月7日（水）

対象者 ブランド商品の開発またはその販売に取組む個人、団体・事業者

補助対象

- （1）ブランド商品の開発、商品化のための生産設備を整備拡充するための事業
- （2）ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- （3）ブランド商品の販売を促進するための事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（（1）、（2）は上限20万円、（3）は上限5万円）

◎申請・問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線 152） 直通 75-6207



コトづくりイノベーション補助金

これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた「コトづくり」への転換を推進するため、町内に集積するさまざまな技術や知識を活かした新製品開発などを支援します。

募集期間 4月1日（火）～5月16日（金）

対象者

- 町内事業者 町内に主たる事業所を有する事業者
- 企業グループ
 - 町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
 - 町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

補助対象 ■町内ニーズに対応した新製品開発などに取組む事業

■町内資源を活用した新製品開発などに取組む事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

中小企業基本法第2条第1項各号の規定に該当する場合は補助対象経費の3分の2以内

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線 154） 直通 75-6207



クラウドファンディング活用支援補助金

町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者および中小企業者を支援します。

対象者

※事業着手前の申請が必要です。

クラウドファンディングを活用して事業を実施する者（事業所）で、町内に住所（事業所）を有し、坂城町商工会の推薦を受けた方

補助対象

クラウドファンディング仲介事業者に支払う組成手数料、掲載手数料、決済手数料、その他手数料
ただし、当該経費に係る消費税および地方消費税を除く

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を原則とします。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線 153） 直通 75-6207

